

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
所在地及び競争参加停止措置期間
大林道路株式会社
東京都千代田区神田猿樂町2-8-8
2025年2月20日～2025年3月19日(1か月)
- 2 競争参加停止措置の範囲
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。
- 4 競争参加停止措置理由
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第12号

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 12 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内